

■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成 26 年度	前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減	⇒	5,147 円	約 400 円増
33 万円	8.5 割軽減	⇒	7,720 円	約 600 円増
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減	⇒	25,736 円	約 1,900 円増
33 万円 + (45 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	⇒	41,177 円	約 3,000 円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者でない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から 33 万円引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減になります。

■年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 26 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	5,100 円	400 円増
153 万円	8.5 割	—	7,700 円	600 円増
168 万円	8.5 割	5 割	15,600 円	500 円増
192.5 万円	5 割	5 割	46,500 円	12,600 円減
203 万円	2 割	5 割	67,400 円	2,800 円減
211 万円	2 割	5 割	71,600 円	6,800 円減
213 万円	2 割	—	104,200 円	7,100 円減
214 万円	—	—	115,600 円	3,200 円増

●夫婦 2 人世帯（ともに被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 26 年度	前年度比
80 万円	夫	9 割	—	5,100 円	400 円増
	妻			5,100 円	400 円増
153 万円	夫	8.5 割	—	7,700 円	600 円増
	妻			7,700 円	600 円増
168 万円	夫	8.5 割	5 割	15,600 円	500 円増
	妻		—	7,700 円	600 円増
211 万円	夫	5 割	5 割	56,200 円	12,700 円減
	妻		—	25,700 円	12,400 円減
217 万円	夫	5 割	—	93,000 円	13,000 円減
	妻		—	25,700 円	12,400 円減
238 万円	夫	2 割	—	130,500 円	2,200 円増
	妻		—	41,100 円	3,000 円増
258 万円	夫	2 割	—	151,600 円	7,500 円減
	妻		—	41,100 円	6,600 円減
259 万円	夫	—	—	162,900 円	2,800 円増
	妻		—	51,400 円	3,700 円増

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
(〒 060 - 0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階)

安平町役場

税務課税務グループ ☎ (22) 2513

健康福祉課国保・介護グループ ☎ (25) 4555